

# 平成30年度税制改正要望

川崎商工会議所

## [基本的な考え方]

わが国経済は総じて緩やかな回復基調が続いているものの、イギリスの欧州連合離脱やアメリカトランプ政権のTPP離脱など、景気の先行が不透明なこともあり、デフレ脱却へは道半ばである。一方で、地域の中小企業は、景気を持ち直しの動きに足踏みがみられ、いまだ景況感の回復は力強さを欠いている。

消費税の再引き上げが平成31年10月1日より実施されるが、軽減税率導入及びインボイス方式の採用など中小零細事業者の負担を強いる方針はそのままとなっている。

中小企業の経営を支援し、消費拡大を進め、景気浮揚を推進するために、雇用促進の奨励、事業承継を支援し、もって社会経済の活力を喚起する税制を提案する。

## [法人税・一部所得税]

### 1. 役員報酬の定期同額給与制度の廃止

現行の役員給与の損金算入制度は定期同額給与や事前確定届出給与等、経営の変動に柔軟に対応しきれず、特に認可事業などは収入がないうちに報酬を決めなくてはならないなど困難である為、廃止すべきである。

また、役員報酬の減額については、再引き上げをしない場合に限り、認めるべきである。

### 2. 少額減価償却資産の損金算入の特例

複雑な減価償却制度を簡素化するために、現行の少額減価償却資産の10万円未満を30万円未満とし、消費の拡大を図る。

現行の一括償却資産制度および中小企業の少額減価償却資産30万円未満の特例は廃止する。

### 3. 耐震補強、耐震施設への建替に対する特別償却及び税額控除の創設

大規模地震発生等の危険が予測される我が国において、予測不能な激甚災害からの被害を減らす対策の一つとして、次のように要望する。

- ① 耐震補強工事のための修繕（工事費）は即時償却を認める。
- ② 災害危険建物等の耐震建替は特別償却または税額控除を認める。

### 4. 電子帳簿保存方法の改正

現在の電子帳簿保存法は、事業年度の開始3ヶ月前迄に申請して承認を得る制度である。これを帳簿の修正記録が残り、改ざん不能等一定のシステムを利用する者に限定し、アメリカ、ドイツと同様に事前申請および事前承認なしで電子帳簿の保存を認める。

## 5. 中小企業軽減税率の租税特別措置法の延長および適用所得金額の引き上げ

地域経済と雇用を支える中小企業の活力を喚起するためにも、平成31年度末に適用期限が到来する中小企業軽減税率の租税特別措置法は恒久化すべきである。また、適用所得金額については現行の800万円から1,600万円に引き上げる。

## 6. 賞与引当金、退職給与引当金、損金算入制度の復活

中小企業の会計指針、会計要領において計上しなければならない引当金は、公正妥当と認められた会計処理の基準に従って計算されるものであり、税法においても当然損金算入を認めるべきである。

[所得税]

### 1. 所得控除等の見直しおよび改正

政府の提唱する一億総活躍社会実現にも合致するが、中小企業においては若年・パート労働者及び勤労高齢者の労働力は貴重であり、企業にとっての労働力確保・労働者にとって働きやすい環境づくりを実現するため、以下について要望する。

- ・所得控除の簡素化を図り、基礎控除を85万円（給与収入150万円）とすることによって、配偶者及び子が働くことによって夫又は親の扶養から外れてしまうようなことを防ぐ。（学生が学費等のためにアルバイトをした結果、親の扶養から外れてしまうことを防ぐ）

[消費税]

### 1. 課税に関する届出制度の見直し

消費税に関する届出書は種類が多い上に提出期限が適用する事業年度開始前となっている。そのため、手続き上の瑕疵により過重な税負担となる場合もあり、課税の公平な見地からも消費税課税事業者選択届出書、同不適用届出書、簡易課税制度選択届出書、同不適用届出書の提出期限をこれらの適用を受けようとする課税期間の申告書提出期限とする。

### 2. 消費税増税および軽減税率、インボイス方式の導入について

社会保障財源ないしプライマリーバランスに必要な財源となる消費税率引き上げが2年半延期される方針となったことにより、更なる財源不足が発生する状況であるにもかかわらず、軽減税率の採用方針は変わっていない。よって、財源不足を軽減するためにも軽減税率採用には反対し単一税率とする。

次に軽減税率対策を理由とするインボイス方式の採用は、インボイスを発行できない免税事業者が取引から排除される恐れが懸念される。よって、この理由からも軽減税率採用には断固反対する。また軽減税率導入が避けられない場合となったときは、わが国には、消費税導入の平成元年4月以来28年間にわたり、複式簿記による消費税計算が定着している。よって、インボイス方式を導入しなければ軽減税率に対応できないという理由はない。よってインボイス方式導入にも断固反対する。

### 3. 納付回数の増加

消費税の任意予定納税制度を創設し、任意の前払い納税を可能とする。

[地方税]

#### 1. 外形標準課税拡大について

法人税減税の代替財源として外形標準課税の拡大の検討について反対である。

#### 2. 事業所税の廃止

人口の集中している都市部にのみ課税され、固定資産税等と二重課税となっているため廃止する。

[贈与税・相続税]

#### 1. 贈与税非課税枠および相続財産の非課税枠の拡大および創設

個人金融資産の大半を占める60歳以上の世帯から、住宅ローンや教育費などの支出の多い子育て世代に資産を移動することにより内需の活性化がはかられ、景気浮揚に大きな効果があるため、相続財産の非課税枠の拡大など特段の措置を図るべきである。

①贈与税の基礎控除額は当初60万円であったものが、平成13年に110万円となって以来変更されておらず、時代に即した税制とするため200万円に拡大する。

②死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人当たり1,000万円に引き上げる。

③相続財産に算入される非上場株式等について、相続人一人当たり1,000万円程度非課税にする。

④非上場株式等の相続税納税猶予制度について、終身所有ではなく20年以上は免除とする。

[その他全般]

#### 1. 軽油引取税の廃止並びに燃料課税の抜本的見直し

道路整備を目的とする目的税であった軽油引取税は一般財源化により、その課税根拠を失っており、廃止すべきである。また燃料課税の体系は複雑、多岐にわたっており、国と地方の財源配分も複雑であることから、現行の燃料課税体系を整理統合すべきである。特に消費税との二重課税になっている石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税等）は廃止する。

#### 2. 印紙税の廃止

電子取引の普及に伴い印紙税負担の不公平が生じており、また実務上の問題点も多いため、消費税が増税される平成31年10月をもって印紙税は廃止すべきである。

以上

平成29年7月28日  
第384回常議員会決議